



令和7年3月28日  
日本下水道事業団

**災害時における下水処理機能の早期確保を支援するため、  
災害対策用下水道機材の貸付支援の運用を開始します**

日本下水道事業団（JS）は、災害時に被災した下水道施設の早期復旧を支援するため、災害対策用下水道機材（可搬式水処理施設、排水ポンプ）の貸付支援を令和7年4月から運用します。この取り組みは、地方公共団体と締結する「災害支援協定」に基づき、災害時に必要な機材を迅速に運搬・設置することで、下水処理機能の確保を支援するものです。

近年、地震や台風などの自然災害により、下水道施設の被災が相次いでいます。下水処理機能が停止した場合、被災した機器等を復旧するまでには長い期間を必要とします。

JSでは、下水処理機能等の早期確保を目指し、災害支援力を強化するため、災害対策用下水道機材として、可搬式水処理施設等を整備し、令和7年4月から運用することとなりました。

今後もJSは、すべての災害支援要請に対して迅速かつ一貫した支援を実施するため、災害支援力の強化に取り組んでまいります。

### ○災害対策用下水道機材の特徴

- ・大規模な可搬式処理施設を平時から保有している民間企業は限られているなかで、今回、JSが整備した施設は国内最大級（簡易処理で1日6千人処理）の規模を有するほか、被災地への運搬を想定し、10tトラックで運べる大きさに分割できる仕様となっています。
- ・災害対策用下水道機材は栃木県真岡市の技術開発実験センターに保管しており、災害支援協定を締結した地方公共団体から要請に基づき、被災した下水処理場等に運搬、設置することで、下水処理機能等の確保に向けた支援を行います。

<問い合わせ先>

日本下水道事業団 事業調整課長 新川 祐二  
事業調整課 小林 将大  
TEL：03-6892-2013

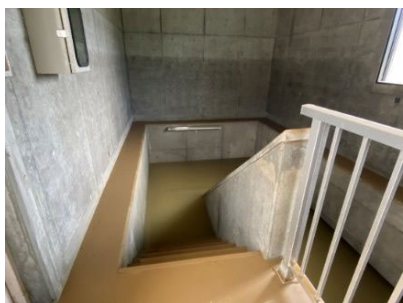
# 災害対策用下水道機材の貸付支援について

## 下水道機材の貸付支援とは

下水道施設が災害等で被災した場合、「災害支援協定※」に基づき、JSが保有する『可搬式水処理施設』、『排水ポンプ』を貸付することで、下水処理の機能確保等の支援を行う。

※「災害支援協定」とは、下水道法(第15条の2)に規定する「災害時維持修繕協定」で定める事項に加えて、災害査定等に必要な支援業務等を包括した協定で、JSと地方公共団体との間で締結するもの。

### 【活躍が想定される場面】



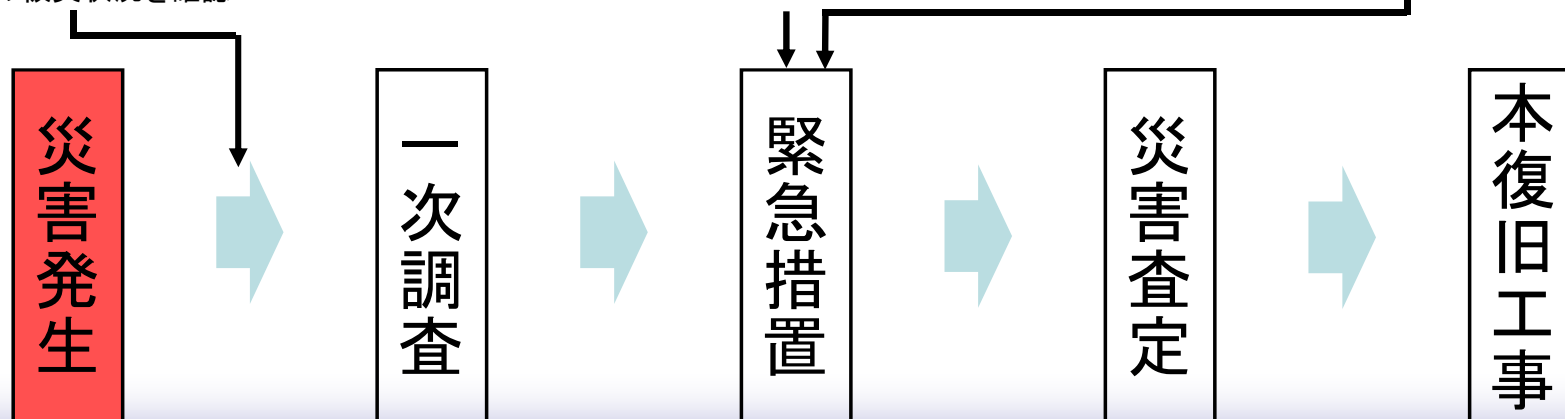
河川氾濫等で水没した地下階を排水し、施設内の被災状況を確認



可搬式水処理施設により、機能喪失した下水処理場の機能を確保



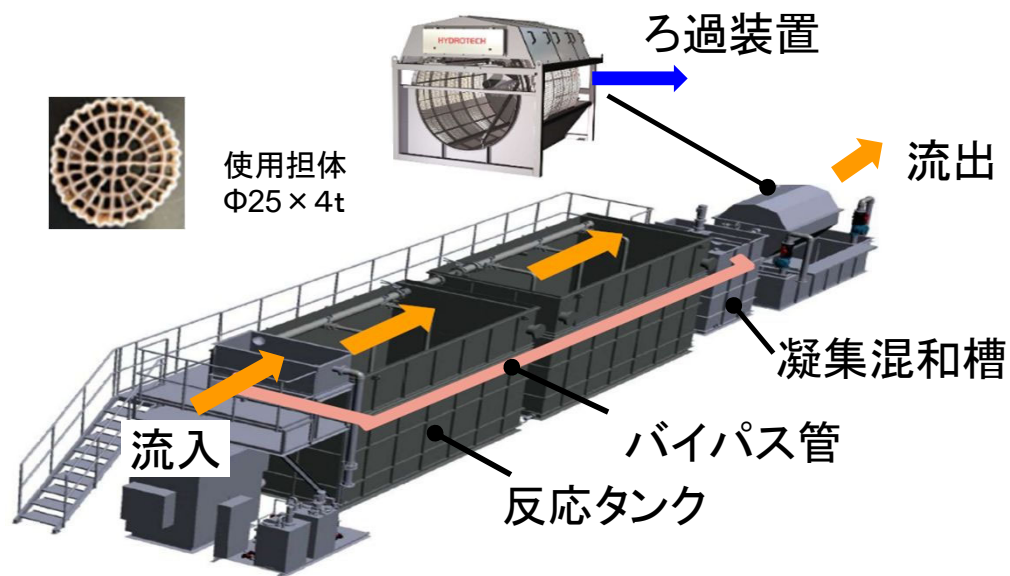
仮設ポンプとして揚水機能を確保



# 災害対策用下水道機材の概要



## 【可搬式水処理施設の処理性能等】



## 【排水ポンプ(高揚程)の性能等】



【吐出ホース】 【水中汚水ポンプ】 【動力制御盤】

注) 上記のほか、チェーンブロック、バルブユニット、運搬台車が付帯する

機能 ※3	処理水量	目標処理BOD
簡易な生物処理+凝集ろ過	2,000 m <sup>3</sup> /d	60 mg/L※1
生物処理+凝集ろ過	1,000 m <sup>3</sup> /d	15 mg/L以下※2

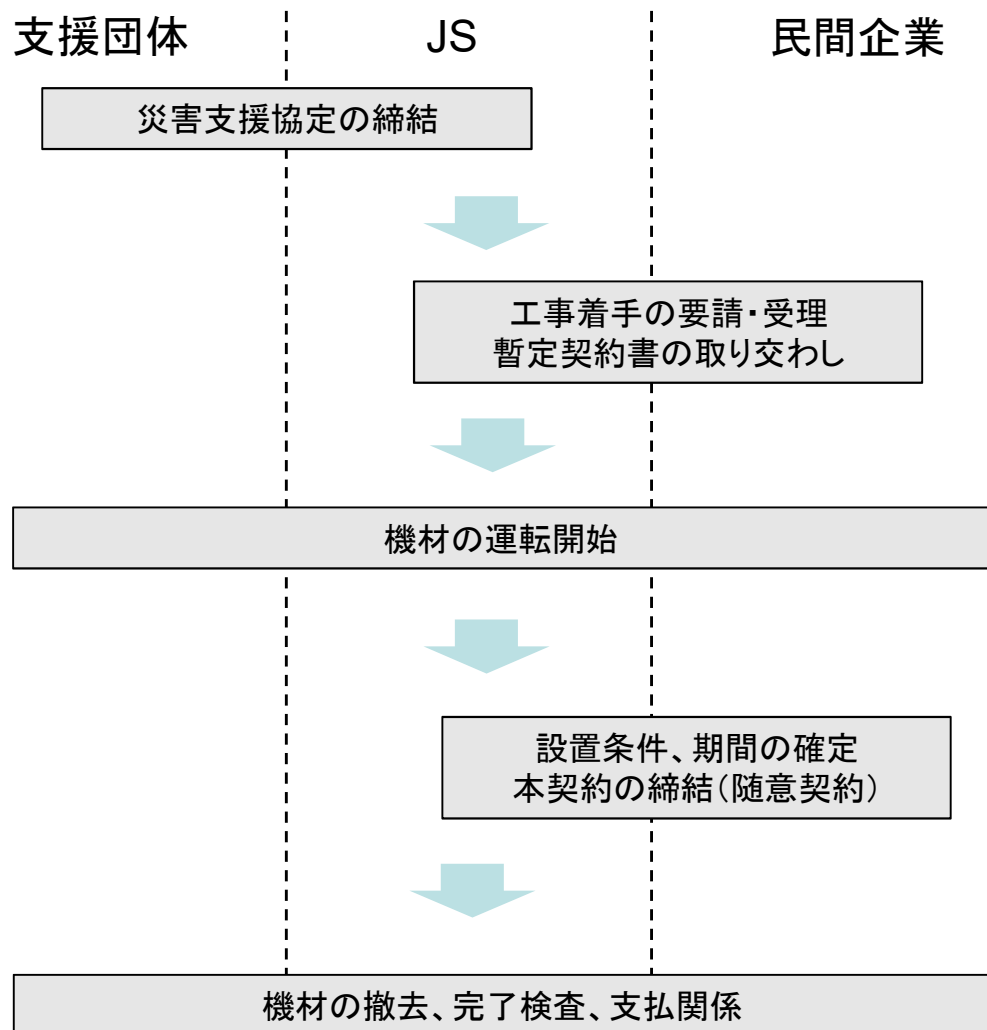
注1) 国土交通省国土技術政策総合研究所の「災害時における下水の排除・処理に関する考え方(案)」より、本復旧等までの緊急措置として、可搬式水処理施設の処理水質は、いずれも流入BOD120mg/Lを想定している。

※1 「沈殿+簡易な生物処理」程度の処理水質を目指す。 ※2 「生物処理+沈殿」程度の処理水質を目指す。

注2) 求められる水質や水量等を踏まえ、凝集沈殿処理または生物処理のいずれかで運転できる機能を備える

項目	仕様
型式	水中汚水ポンプ Φ200
吐出量	3 m <sup>3</sup> /min
揚程	25 m
台数	2 台

## 概略フロー



## フローのポイント

### 【要請から支援先の決定まで】

- 貸付支援は災害支援協定に基づき実施するため、災害支援協定を締結済み、もしくは締結する予定であることが前提。

### 【工事着手～運転】

- 事前に災害支援に係る協定を締結した民間企業と、暫定契約書の取り交わしを行う。
- 運転期間等が確定次第、随意契約による本契約を締結する。

### 【運転～撤去】

- 通常工事と同様、完了検査を行い、工事費の請求書のやり取りを行う。

# JSと支援団体の業務分担、費用負担



- 災害対策用下水道機材の運用にあたっては、支援団体と連携し、機材の運搬、設置、運転、撤去までの一連の作業を行う。

JS : 貸付資材の運搬、設置及び自家発電設備等の付帯機材の調達、設置、撤去を実施。

支援団体 : 貸付資材の運転管理、燃料・薬品等のユーティリティ関係の調達

- 機材のリース代金は無償だが、運搬、設置、撤去に要する費用は、基本的には有償とし、災害支援協定に基づき実費を支援団体に請求する。  
※これら費用は災害査定により認められれば災害復旧事業の対象となる

項目		JS	支援団体
排水ポンプ	可搬式水処理施設		
運搬・設置		●	-
自家発電設備、敷鉄板といった付帯機材の手配・設置		●	-
	汚泥貯留設備※の手配・設置	●	-
運転管理、日常点検		△ 運転立ち上げ時の技術支援まで	●
燃料の給油(自家発を使う場合)		-	●
	凝集剤・消毒用塩素の調達	-	●
撤去・運搬		●	-
付帯機材の撤去・運搬		●	-

※ノッチタンクのような簡素なものを想定